

## 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料

H28.4 鳥取県住まいまちづくり課

### 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(第 30 条第 1 項)

(1) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をしない場合

表

事務の区分			金額	
			適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未満	1 件につき 31,000 円	1 件につき 4,000 円
		床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上	1 件につき 35,000 円	1 件につき 4,000 円
	一戸建て住宅以外の住宅(共用部分を含む。)	床面積の合計が300平方m <sup>2</sup> 未満	1 件につき 63,000円	1 件につき 9,000円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上、2,000m <sup>2</sup> 未満	1 件につき 105,000円	1 件につき 18,000円
		床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上、5,000m <sup>2</sup> 未満	1 件につき 180,000円	1 件につき 41,000円
		床面積の合計が5,00m <sup>2</sup> 以上	1 件につき 257,000円	1 件につき 74,000円
非住宅部分	300 m <sup>2</sup> 未満		1 件につき 208,000 円 (簡易評価法の場合は、80,000 円)	1 件につき 9,000 円
	300 m <sup>2</sup> 以上、2,000 m <sup>2</sup> 未満		1 件につき 337,000 円 (簡易評価法の場合は、134,000 円)	1 件につき 25,000 円
	2,000m <sup>2</sup> 以上、5,000m <sup>2</sup> 未満		1 件につき 481,000円 (簡易評価法の場合は、216,000円)	1 件につき 74,000円
	5,000m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満		1 件につき 592,000円 (簡易評価法の場合は、282,000円)	1 件につき 116,000円
	10,00m <sup>2</sup> 以上、25,000m <sup>2</sup> 未満		1 件につき 700,000円 (簡易評価法の場合は、339,000円)	1 件につき 147,000円
	25,000m <sup>2</sup> 以上		1 件につき 799,000円 (簡易評価法の場合は、398,000円)	1 件につき 184,000円

※1 上記は申請区分による認定申請手数料表となります。住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する場合は、合算した額が認定申請手数料となります。

※2 適合証とは、建築物省エネ法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの

※3 簡易評価法とは、簡易な評価方法として知事が定める方法

(2) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をする場合

上記(1)の表に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第 3 の 1 の額に定める額を加算した額

### 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(31 条第 1 項)

(1) 変更認定申請に併せて、建築確認の申し出をしない場合

次の(ア)～(エ)までに定める額を合計した額

(ア) 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、上記 1 の(1)の表に定める額

(イ) 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、上記 1 の(1)の表に定める額の 1/2 の額

(ウ) 変更後の非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積の 1/2 の面積に、増加又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、上記 1 の(1)の表に定める額

### 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定(第36条第2項)

(1) 変更認定申請に併せて、建築確認の申し出をしない場合

表

事務の区分			金額	
			適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満	1件につき31,000円 (簡易評価法の場合は、16,000円)	1件につき4,000円
		床面積の合計が200㎡以上	1件につき35,000円 (簡易評価法の場合は、17,000円)	1件につき4,000円
	一戸建て住宅以外 の住宅 (共用部 を含む。)	床面積の合計が300平方㎡ 未満	1件につき63,000円 (簡易評価法の場合は、30,000円)	1件につき9,000円
		床面積の合計が300㎡以上 、2,000㎡未満	1件につき105,000円 (簡易評価法の場合は、52,000円)	1件につき18,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上 、5,000㎡未満	1件につき180,000円 (簡易評価法の場合は、94,000円)	1件につき41,000円	
	床面積の合計が5,000㎡以上	1件につき257,000円 (簡易評価法の場合は、143,000円)	1件につき74,000円	
非住宅部分	300㎡未満		1件につき208,000円 (簡易評価法の場合は、80,000円)	1件につき9,000円
	300㎡以上、2,000㎡未満		1件につき337,000円 (簡易評価法の場合は、134,000円)	1件につき25,000円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満		1件につき481,000円 (簡易評価法の場合は、216,000円)	1件につき74,000円
	5,000㎡以上、10,000㎡未満		1件につき592,000円 (簡易評価法の場合は、282,000円)	1件につき116,000円
	10,000㎡以上、25,000㎡未満		1件につき700,000円 (簡易評価法の場合は、339,000円)	1件につき147,000円
	25,000㎡以上		1件につき799,000円 (簡易評価法の場合は、398,000円)	1件につき184,000円

※1 上記は申請区分による認定申請手数料表となります。住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する場合は、合算した額が認定申請手数料となります。

※2 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの

※3 簡易評価法とは、簡易な評価方法として知事が定める方法

(2) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をする場合

上記(1)の表に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の額に定める額を加算した額